

申告期間：2月16日(月)～3月16日(月)

申告はお早めに！

所得税・市県民税の申告が始まります

■問い合わせ先 厚狭税務署個人課税部門 (☎ 72-0180) / 税務課市民税係 (☎ 82-1125)

平成20年分の所得税の確定申告、平成21年度分の市県民税の申告が始まります。申告期間は2月16日(月)～3月16日(月)ですが、還付申告の人は2月16日より前でも社会福祉協議会山陽支所で申告することができます。申告書は自分で作成していただきます。早めて書いて、早めて提出しましょう。

◇申告相談の日程

◎確定申告相談 【問い合わせ先 ☎▷厚狭税務署】

▼税務署相談 < 9:00～16:00 >

会場	期間
社会福祉協議会山陽支所 (総合事務所西側 福祉会館2階)	2月2日(月)～3月16日(月) (土・日を除く)

※上記期間中は厚狭税務署での申告相談は行いませんので、ご注意ください。

◎市県民税申告・確定申告相談

【問い合わせ先 ☎▷税務課市民税係】

▼本庁常時相談 < 9:00～16:30 >

会場	期間
市役所3階大会議室	2月16日(月)～3月16日(月) (土・日を除く)

▼出張および休日の相談 < 9:30～16:00 >

会場	期間
埴生公民館2階大講堂	2月18日(水)～20日(金)
有帆公民館会議室	2月23日(月)
保健センター1階機能訓練室 (総合事務所隣接)	2月24日(火)～26日(木) 3月15日(日)
商工センター2階大会議室	3月2日(月)・3日(火)
本山公民館研修室	3月4日(水)・5日(木)
厚陽公民館2階講堂	3月10日(火)
赤崎公民館第1研修室	3月11日(水)～13日(金)
市役所ロビー	3月14日(土)

※確定申告は、申告の内容によっては上記会場では受けられない場合があります。

※各会場とも、初日および午前中は込み合います。また、会場の駐車場には限りがありますので、来場の際は公共交通機関をご利用ください。

忘れずに！

◎申告に必要なもの◎

- ①印判 (スタンプ印は不可)
 - ②電卓・筆記用具
 - ③申告書 (送付されている場合)
 - ④給与や公的年金等の源泉徴収票など
- ※事業や農業、不動産などの収入がある人は、収支内訳書を作成してください。

⑤控除を受ける場合に必要な書類

▼配偶者特別控除

配偶者の所得金額がわかるもの (源泉徴収票など)

▼医療費控除

支払った医療費の領収書やレシート、保険などで補てんされる金額の明細書 (領収書などは整理し、内訳書に記入のうえ持参してください。)

▼社会保険料控除

国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険料などの払込証明書

▼生命保険料控除・地震保険料控除

支払保険料の払込証明書

▼障害者控除

障害者手帳、要介護による市の認定証など

※障害者控除について、詳しくは広報1月1日号11ページをご覧ください。高齢障害課 (☎ 82-1172) へお問い合わせください。

◎その他の控除について、詳しくはお問い合わせください。